

14.128  
206

田

勞務第二五六六號

大正十四年十一月三十日

警視總監 太田政弘

内務大臣 若槻禮次郎殿  
東京警備司令官 菊地慎之助殿  
社會局長官 長岡隆一郎殿

京都大政 兵庫愛知 神奈川  
福岡 千葉 埼玉 群馬 長野

山梨 北海道 各府 廳 縣 長官 殿  
20 憲兵司令官 松井兵三郎殿  
東京地方裁判所 檢事 正殿

日清印刷株式會社 勞働爭議ニ関スル件

株式會社 博文館印刷所

東京印刷株式會社

東洋印刷株式會社

株式會社 東京築地印刷製菓所

三 秀 啓

株式會社 有堂印刷所

小島印刷株式會社

株式會社 粒義堂

日清印刷株式會社

同一賃金制度ヲ布キトシテ決議シタルニ付未ル五月一日午前十時迄ニ對シテ  
レ得テ決議發生ノ原因ハ是迄印刷業界ニ於テ頻發セル爭議ヲ根  
ルニ對テハ今更ハ中出下左記條に記名印刷の上開君出下レテ  
出 社 廠 課 長 名

大正十四年十一月三十日  
日清印刷株式會社  
（認印）